

入札公告

下記の工事について入札を行うので、公告する。

1. 工事内容

- | | |
|---------|--|
| (1)入札方式 | 制限付一般競争入札(事後審査方式) |
| (2)工事件名 | 重要文化財 旧福島県尋常中学校 保存修理工事(災害復旧) |
| (3)工事場所 | 福島県郡山市開成5丁目25番63号 |
| (4)工事概要 | 既存の床および天井、造作材、漆喰壁を解体のうえ耐震補強工事を行い、解体部分を復旧する。また各所の木部補修、建具補修等を行う。 |
| (5)工 期 | 工事請負契約書に定める着手日 ～ 令和9年3月22日(予定) |

2. 入札参加資格

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく建築工事業について特定建設業の許可を受けており、同法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果通知書の建築工事の総合評定値が700点以上であること。
- (2) 過去10年以内に福島県または福島県に隣接する6県の国宝・重要文化財建造物の保存修理工事(部分修理・維持修理除く)を施工した実績があること。
- (3) 過去10年以内に国宝・重要文化財建造物または県指定文化財の木工事および左官工事を施工した実績をもつ者を職長として現場に配置できること。特に木工事においては選定保存技術保存団体の技能認定を受けている者等、高い技術を有する者とする。
- (4) 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者が会社に所属しており、かつ現場に専任で配置できること(現場代理人と兼務可)。
- (5) 現場代理人及び(4)に該当する監理技術者は、参加申請日前3箇月以上継続して雇用していること。
- (6) 地方自治体施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (7) 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成13年4月24日制定)、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱(平成20年12月1日制定)及び郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱(平成20年12月1日制定。以下「指名停止要綱」と総称する。)に基づく指名停止期間中の者(入札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。)でないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終了又は再生手続終了の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (9) 役員等が郡山市暴力団排除条例(平成24年郡山市条例第46号)第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- (10) 入札参加者の所在地の自治体が定める指名停止等措置要綱に基づく指名停止中の者でないこと。

3. 入札参加申請書の入手および提出

- | | |
|-----------|---|
| (1)入手方法 | 下記問い合わせ先にFAXまたは郵送で問い合わせ。
『重要文化財 旧福島県尋常中学校 保存修理工事(災害復旧)入札参加申請書の送付依頼』と記入し、送付先FAX番号、住所、氏名を明記する(書式は自由)。なお電話での問い合わせは一切受け付けない。送付依頼を確認した後に入札参加申請書をFAXする。
※月曜日および午後5時以降に受領した送付依頼は翌日以降対応 |
| (2)依頼受付期間 | 令和5年10月13日 |
| (3)入手・提出先 | 〒963-8851
福島県郡山市開成5丁目25番63号
安積歴史博物館 入札事務局 宛
024-953-7026(FAX) |
| (4)提出方法 | 入手した入札参加申請書をFAXまたは郵送により提出する。 |
| (5)提出期限 | 令和5年10月2日 ～ 令和5年10月13日(午後12時必着) |

4. 入札図書

- | | |
|------------|---|
| (1)入札図書の送付 | 入札図書は、入札参加申請書の提出締切後、データをメールまたはCD-R等により発送する。 |
|------------|---|

5. 入 札

- | | |
|---------|------------------------------|
| (1)入札方法 | 会場にて入札書を提出 |
| (2)入札日 | 令和5年11月6日(月) 13時00分 |
| (3)入札場所 | 福島県郡山市開成5丁目25番63号 安積歴史博物館 1階 |
| (4)事後審査 | 落札候補者の決定後に書類審査を行う |